

# 愛知県地域防災計画（地震災害対策計画）

## 新旧対照表（案）

地震災害対策計画編

頁	現行（平成23年11月修正）	改正案	改正理由
1	<p>第1編 総則 第1章 計画の目的・方針 第2節 計画の性格及び基本方針 2 地震防災強化計画 〔東海地震に関する地震防災対策強化地域〕 大規模地震対策特別措置法第3条第1項に基づき、強化地域として指定された地域は、次の39市町村（平成23年4月1日現在）である。 名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、みよし市、あま市、東郷町、<u>長久手町</u>、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町</p>	<p>第1編 総則 第1章 計画の目的・方針 第2節 計画の性格及び基本方針 2 地震防災強化計画 〔東海地震に関する地震防災対策強化地域〕 大規模地震対策特別措置法第3条第1項に基づき、強化地域として指定された地域は、次の39市町村（平成24年1月4日現在）である。 名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、みよし市、あま市、<u>長久手市</u>、東郷町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町</p>	市制施行
2	<p>3 東南海・南海地震防災対策推進計画 〔東南海・南海地震防災対策推進地域〕 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として指定された地域は、次の51市町村（平成23年4月1日現在）である。 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、東郷町、<u>長久手町</u>、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町</p>	<p>3 東南海・南海地震防災対策推進計画 〔東南海・南海地震防災対策推進地域〕 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として指定された地域は、次の51市町村（平成24年1月4日現在）である。 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、<u>長久手市</u>、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町</p>	市制施行
6	<p>第2章 本県の特質と災害要因 第3節 社会的条件 (略) 以上の諸条件は、日本全体に共通する事項ではあるが、都市化が進んだ本県には、より深刻にあてはまることに加え、本県は、製造品出荷額等が平成20年で32年連続日本一となるほか、東西交通・物流の要衝であり、</p>	<p>第2章 本県の特質と災害要因 第3節 社会的条件 (略) 以上の諸条件は、日本全体に共通する事項ではあるが、都市化が進んだ本県には、より深刻にあてはまることに加え、本県は、製造品出荷額等が平成22年で34年連続日本一となるほか、東西交通・物流の要衝であり、</p>	情報の更新

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案	改正理由				
	<p>ひとたび災害が起きれば日本経済全体への影響は計りしれない。こうしたことから、災害に対する社会的脆弱性を克服する必要があるが、現状ではこうした様々な災害要因への対応は、決して満足すべき状態にあるとはいえない。今後とも、社会的条件の改善に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及啓発活動を不断に続けていくことが必要である。</p> <p><b>第 4 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>  <b>第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱</b>  <b>2 市町村</b></p>	<p>ひとたび災害が起きれば日本経済全体への影響は計りしれない。こうしたことから、災害に対する社会的脆弱性を克服する必要があるが、現状ではこうした様々な災害要因への対応は、決して満足すべき状態にあるとはいえない。今後とも、社会的条件の改善に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及啓発活動を不断に続けていくことが必要である。</p> <p><b>第 4 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>  <b>第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱</b>  <b>2 市町村</b></p>					
14	<table border="1"> <tr> <td>市町村</td> <td>(11) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び<u>防災並びに災害復旧</u>を行う。</td> </tr> </table>	市町村	(11) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び <u>防災並びに災害復旧</u> を行う。	<table border="1"> <tr> <td>市町村</td> <td>(11) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び<u>防災対策並びに災害復旧</u>を行う。</td> </tr> </table>	市町村	(11) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び <u>防災対策並びに災害復旧</u> を行う。	表記の整理
市町村	(11) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び <u>防災並びに災害復旧</u> を行う。						
市町村	(11) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び <u>防災対策並びに災害復旧</u> を行う。						
	<p><b>3 指定地方行政機関</b></p>	<p><b>3 指定地方行政機関</b></p>					
15	<table border="1"> <tr> <td>東海財務局</td> <td>(5) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する。</td> </tr> </table>	東海財務局	(5) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する。	<table border="1"> <tr> <td>東海財務局</td> <td>(5) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する一方、被災者等からの<u>金融相談ニーズに対応する金融相談窓口を設置する。</u></td> </tr> </table>	東海財務局	(5) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する一方、被災者等からの <u>金融相談ニーズに対応する金融相談窓口を設置する。</u>	対策の整備
東海財務局	(5) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する。						
東海財務局	(5) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する一方、被災者等からの <u>金融相談ニーズに対応する金融相談窓口を設置する。</u>						
17	<table border="1"> <tr> <td>中部運輸局</td> <td>(追加)</td> </tr> </table>	中部運輸局	(追加)	<table border="1"> <tr> <td>中部運輸局</td> <td>(11) <u>情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援する。</u></td> </tr> </table>	中部運輸局	(11) <u>情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援する。</u>	対策の整備
中部運輸局	(追加)						
中部運輸局	(11) <u>情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援する。</u>						
19	<table border="1"> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>(3) 初動対応 <u>大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</u></td> </tr> </table>	中部地方整備局	(3) 初動対応 <u>大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</u>	<table border="1"> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>(3) 初動対応 <u>情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</u></td> </tr> </table>	中部地方整備局	(3) 初動対応 <u>情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</u>	対策の整備
中部地方整備局	(3) 初動対応 <u>大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</u>						
中部地方整備局	(3) 初動対応 <u>情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</u>						

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案	改正理由
20	<p><b>5 指定公共機関</b></p> <p>独立行政法人国立病院機構</p> <p>(1) 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療及び助産にあたらせる。</p> <p>(2) 所管する国立病院機構の病院をして、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療にあたらせる。</p> <p>(3) 前記の活動について、必要と認める場合には、東海北陸ブロック事務所をして医療救護班の活動支援にあたらせる。</p>	<p><b>5 指定公共機関</b></p> <p>独立行政法人国立病院機構</p> <p>知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。</p>	対策の整理
21	<p>日本赤十字社</p> <p>(4) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット、お見舞い品セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。</p>	<p>日本赤十字社</p> <p>(4) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。</p>	対策の整理
	<p><b>6 指定地方公共機関</b></p>	<p><b>6 指定地方公共機関</b></p>	
24	<p>各地方道路公社</p> <p>各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</p>	<p>愛知県道路公社、名古屋高速道路公社</p> <p>各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</p>	表記の整理
	<p>第 2 編 災害予防</p> <p>第 1 章 防災協働社会の形成推進</p> <p>第 1 節 防災協働社会の形成推進</p> <p>1 県（防災局、各部局）及び市町村における措置</p>	<p>第 2 編 災害予防</p> <p>第 1 章 防災協働社会の形成推進</p> <p>第 1 節 防災協働社会の形成推進</p> <p>1 県（防災局、各部局）及び市町村における措置</p>	
26	<p>(3) 業務継続計画の策定</p> <p>県及び市町村は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。</p>	<p>(3) 業務継続計画の策定</p> <p>県及び市町村は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。</p> <p>また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するた</p>	対策の整備

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改正案	改正理由
29	<p><b>第 3 節 企業防災の促進</b></p> <p><b>1 企業における措置</b></p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p>	<p><u>め、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。</u></p> <p><b>第 3 節 企業防災の促進</b></p> <p><b>1 企業における措置</b></p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、<u>燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</u></p>	対策の整備
32	<p><b>第 2 章 建築物等の安全化</b></p> <p><b>第 1 節 建築物の耐震推進</b></p> <p><b>4 一般建築物の耐震性の向上促進</b></p> <p>(1) 民間住宅の耐震診断・耐震改修促進</p> <p>県は、旧基準住宅（昭和 56 年 5 月以前着工）を対象に<u>所有者負担ゼロの耐震診断</u>を実施する市町村に対する耐震診断費補助事業を実施するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進</p> <p><u>財団法人愛知県建築住宅センター等の耐震診断を案内するなど、必要に応じ耐震診断及び耐震改修を行い、その対策を講じていただくよう普及・啓発に努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p>	<p><b>第 2 章 建築物等の安全化</b></p> <p><b>第 1 節 建築物の耐震推進</b></p> <p><b>4 一般建築物の耐震性の向上促進</b></p> <p>(1) 民間住宅の耐震診断・耐震改修促進</p> <p>県は、旧基準住宅（昭和 56 年 5 月以前着工）を対象に耐震診断を実施する市町村に対する耐震診断費補助事業を実施するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進</p> <p>県は、<u>一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修を行い、その対策を講じていただくよう普及・啓発に努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p>	対策の整理
38	<p><b>第 2 節 交通・ライフライン関係施設等の整備</b></p> <p><b>8 ガス施設</b></p> <p>(3) 応急復旧体制の整備</p> <p>ア <u>関係官庁、社団法人日本ガス協会等との非常時の連絡体制の整</u></p>	<p><b>第 2 節 交通・ライフライン関係施設等の整備</b></p> <p><b>8 ガス施設</b></p> <p>(3) 応急復旧体制の整備</p> <p>ア <u>関係官庁、一般社団法人日本ガス協会等との非常時の連絡体制の</u></p>	一般社団法人化

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案	改正理由												
39	<p>備、強化を図る。 イ～キ（略） ク <u>社団法人日本ガス協会</u>を通じた全国規模の救援隊受入れのため、応急復旧用資機材置場、駐車場、仮設現場事務用地、救援隊員用の宿泊施設、食料・飲料水、その他必要物資、備品等の確保についての調査及び調達体制の整備を図る。</p> <p><b>9 上水道</b> (1) 施設の防災性の強化 (中略) 被災時の給水拠点となる配水池等の増設及び耐震性を強化する。また、水道配管において強度が低下している石綿セメント管等の老朽管の更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化に努める。</p>	<p>整備、強化を図る。 イ～キ（略） ク <u>一般社団法人日本ガス協会</u>を通じた全国規模の救援隊受入れのため、応急復旧用資機材置場、駐車場、仮設現場事務用地、救援隊員用の宿泊施設、食料・飲料水、その他必要物資、備品等の確保についての調査及び調達体制の整備を図る。</p> <p><b>9 上水道</b> (1) 施設の防災性の強化 (中略) 被災時の給水拠点となる配水池等の増設及び耐震性を強化する。また、水道配管において強度が低下している石綿セメント管等の老朽管の更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化、<u>津波に対する安全性の確保</u>に努める。</p>	<p>対策の整備</p>												
40	<p><b>10 県工業用水道</b> (1) 耐震性の強化 工業用水道施設の建設、改良等にあたっては、大規模な出水、施設の損壊等の二次災害を防止するため、「工業用水道施設の耐震性強化及び緊急時対応に関する検討報告書(社団法人日本工業用水道協会)」「水道施設耐震工法指針・解説(社団法人日本水道協会)」等に基づき、耐震設計、耐震施工に考慮して実施する必要がある。</p>	<p><b>10 県工業用水道</b> (1) 耐震性の強化 工業用水道施設の建設、改良等にあたっては、大規模な出水、施設の損壊等の二次災害を防止するため、「工業用水道施設の耐震性強化及び緊急時対応に関する検討報告書(社団法人日本工業用水道協会)」「水道施設耐震工法指針・解説(社団法人日本水道協会)」等に基づき、耐震設計、耐震施工に考慮して実施する必要がある。</p>	<p>誤記</p>												
41	<p><b>11 下水道</b> (6) 民間団体の協力 本県の管理する流域下水道幹線管渠について、<u>社団法人日本下水道管路管理業協会愛知県部会</u>の構成会社と毎年度当初に協定を締結し被災後に被災状況調査（管内テレビカメラ調査）を実施する。</p>	<p><b>11 下水道</b> (6) 民間団体の協力 本県の管理する流域下水道幹線管渠について、<u>公益社団法人日本下水道管路管理業協会愛知県部会</u>の構成会社と毎年度当初に協定を締結し被災後に被災状況調査（管内テレビカメラ調査）を実施する。</p>	<p>公益社団法人化</p>												
58	<p><b>第 6 章 防災施設等の整備</b> <b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1" data-bbox="197 1337 1041 1455"> <tr> <td data-bbox="197 1337 369 1417">防災施設・設備及び災害用資機材</td> <td data-bbox="369 1337 542 1417">県、市町村、防災関係機関</td> <td data-bbox="542 1337 1041 1417">1(1)・1(2)（略）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="542 1417 1041 1455">1(3)～1(6)（略）</td> </tr> </table>	防災施設・設備及び災害用資機材	県、市町村、防災関係機関	1(1)・1(2)（略）			1(3)～1(6)（略）	<p><b>第 6 章 防災施設等の整備</b> <b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1" data-bbox="1072 1337 1917 1455"> <tr> <td data-bbox="1072 1337 1245 1417">防災施設・設備及び災害用資機材</td> <td data-bbox="1245 1337 1417 1417">県、市町村、防災関係機関</td> <td data-bbox="1417 1337 1917 1417">1(1)・1(2)（略） 1(3) <u>防災中枢機能の充実</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1417 1417 1917 1455">1(4)～1(7)（略）</td> </tr> </table>	防災施設・設備及び災害用資機材	県、市町村、防災関係機関	1(1)・1(2)（略） 1(3) <u>防災中枢機能の充実</u>			1(4)～1(7)（略）	
防災施設・設備及び災害用資機材	県、市町村、防災関係機関	1(1)・1(2)（略）													
		1(3)～1(6)（略）													
防災施設・設備及び災害用資機材	県、市町村、防災関係機関	1(1)・1(2)（略） 1(3) <u>防災中枢機能の充実</u>													
		1(4)～1(7)（略）													

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改正案	改正理由
58	<p>の整備</p> <p>防災施設・設備及び災害用資機材の整備</p> <p>1 県（防災局、建設部、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>の整備</p> <p>防災施設・設備及び災害用資機材の整備</p> <p>1 県（防災局、建設部、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 防災中枢機能の充実</p> <p><u>保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。</u></p>	<p>対策の整備</p>
59	<p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 防災用拠点施設の屋上番号表示</p> <p>県は、県庁及び県民事務所・山村振興事務所の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。</p> <p>なお、市町村は、市役所及び町村役場等の屋上について、同様の整備に努める。</p>	<p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 防災用拠点施設の屋上番号表示</p> <p>県は、県庁及び東三河総局・県民事務所等の庁舎の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。</p> <p>なお、市町村は、市役所及び町村役場等の屋上について、同様の整備に努める。</p>	<p>組織改正</p>
62	<p>第 7 章 避難者・災害時要援護者対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 市町村にあつては、<u>災害時要援護者についての平常時からの所在情報の把握・管理及び安否確認・避難誘導體制の整備等の際には、災害時要援護者の避難対策に関する検討会（内閣府・消防庁・厚生労働省・国土交通省）作成の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、県が作成している「市町村災害時要援護者支援体制マニュアル」に沿ってそれぞれ策定に努めるものとする。</u></p> <p>■ 主な機関の措置</p>	<p>第 7 章 避難者・災害時要援護者対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 市町村にあつては、<u>災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図るものとする。その際には、災害時要援護者の避難対策に関する検討会（内閣府・消防庁・厚生労働省・国土交通省）作成の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、県が作成している「市町村災害時要援護者支援体制マニュアル」を活用するものとする。</u></p> <p>■ 主な機関の措置</p>	<p>対策の整備</p>

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）			改 正 案			改正理由
64	第 3 節 避難道路の確保と 交通規制計画	市町村、県警 察、避難措置 の実施者	(1)・(2) (略) <u>(3) 広域避難場所及び周辺道 路の交通規制</u>	第 3 節 避難道路の確保と 交通規制計画	市町村、県警 察、避難措置 の実施者	(1)・(2) (略) (削除)	対策の整備
	<p>第 2 節 避難所の整備</p> <p>市町村における措置</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所にテント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、災害 時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>第 3 節 避難道路の確保と交通規制計画</p> <p>市町村、県警察及びその他避難措置の実施者における措置</p> <p><u>(3) 広域避難場所及び周辺道路の交通規制</u> 被災時における混乱を防止し、避難を容易にするため、県警察は広 域避難場所及びその周辺道路における交通規制を可能な限り実施して おくものとする。</p>			<p>第 2 節 避難所の整備</p> <p>市町村における措置</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所にテント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、<u>空 調、洋式トイレなど</u>災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に 努める。</p> <p>第 3 節 避難道路の確保と交通規制計画</p> <p>市町村、県警察及びその他避難措置の実施者における措置 (削除)</p>			
69	第 8 章 火災予防・危険性物質の防災対策 第 3 節 危険物施設防災計画 2 危険物施設の管理者における措置			第 8 章 火災予防・危険性物質の防災対策 第 3 節 危険物施設防災計画 2 危険物施設の管理者における措置			対策の整理
	<p>(2) 大規模タンクの耐震性の強化 容量 1,000k1 以上の特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占 有者は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係 法令に定められた耐震性に関する基準に適合するよう、必要な改修、 補修等を実施し、耐震性の強化に努める。</p>			<p>(2) 大規模タンクの耐震性の強化 容量 1,000k1 以上の特定屋外タンク貯蔵所<u>及び容量 500k1 以上の 準特定屋外タンク貯蔵所</u>の所有者、管理者又は占有者は、当該タン クの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定められた 耐震性に関する基準に適合するよう、必要な改修、補修等を実施し、 耐震性の強化に努める。</p>			
71	第 9 章 津波予防対策 ■ 基本方針 (追加)			第 9 章 津波予防対策 ■ 基本方針 ○ <u>津波災害対策については、以下の二つのレベルの津波を想定すること を基本として検討を進めていくものとする。</u>			対策の整備

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改正案	改正理由						
71	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 603 1041 683"> <tr> <td data-bbox="197 603 472 683">第 4 節 津波防災事業の推進</td> <td data-bbox="472 603 651 683">関係市町村</td> <td data-bbox="651 603 1041 683">1 津波に強いまちづくりの推進</td> </tr> </table> <p>第 2 節 津波防災体制の充実</p> <p>1 県（防災局、関係部局）及び関係市町村における措置</p> <p>県及び関係市町村は、想定される津波等に対して、あらかじめ計画を策定する。 (追加)</p> <p>2 関係市町村における措置</p> <p>関係市町村は、津波危険地域及び堤防・護岸施設外の区域などにおける、住民、観光客、漁船等の安全を確保するため、津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び海岸線や津波危険地域の監視、巡回体制、さらには避難誘導計画、津波ハザードマップなどを具体的に策定す</p>	第 4 節 津波防災事業の推進	関係市町村	1 津波に強いまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波</li> <li>・ 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波</li> </ul> <p>○ 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、総合的な対策を講じるものとする。</p> <p>○ 比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護等の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1072 603 1917 683"> <tr> <td data-bbox="1072 603 1335 683">第 4 節 津波防災事業の推進</td> <td data-bbox="1335 603 1525 683">県、関係市町村</td> <td data-bbox="1525 603 1917 683">1 津波に強いまちづくりの推進</td> </tr> </table> <p>第 2 節 津波防災体制の充実</p> <p>1 県（防災局、関係部局）及び関係市町村における措置</p> <p>(1) 県及び関係市町村は、想定される津波等に対して、あらかじめ計画を策定する。</p> <p>(2) 津波警報、避難勧告等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、高齢者や障害者等の災害時要援護者や一時滞在者等に配慮するものとする。</p> <p>(3) 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等の伝達体制や避難指示等の発令・伝達体制を整えるものとする。</p> <p>(4) 消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。</p> <p>2 関係市町村における措置</p> <p>関係市町村は、津波危険地域及び堤防・護岸施設外の区域などにおける、住民、観光客、漁船等の安全を確保するため、津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び海岸線や津波危険地域の監視、巡回体制、さらには避難誘導計画、津波ハザードマップなどを具体的に策定す</p>	第 4 節 津波防災事業の推進	県、関係市町村	1 津波に強いまちづくりの推進	<p>対策の整備</p> <p>対策の整備</p> <p>対策の整備</p>
第 4 節 津波防災事業の推進	関係市町村	1 津波に強いまちづくりの推進							
第 4 節 津波防災事業の推進	県、関係市町村	1 津波に強いまちづくりの推進							

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改正案	改正理由
72	<p>る。 (追加)</p> <p>(1) 避難誘導計画の策定にあたっては、避難対象地区を市町村地域防災計画に明示し、また、住民や自主防災組織の協力を得て、地域の地形に応じた避難場所や避難経路を指定するなど避難方法を具体的に示すとともに統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置し、日頃から周知する。場合によっては、耐震性を有する高層建物や民間建物などいわゆる津波避難ビル等の整備・指定を進める。</p> <p>(2) 高齢者や障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の整備に努める。</p> <p>(3) (略) (追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>る。 (1) 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。</p> <p>(2) 避難誘導計画の策定にあたっては、避難対象地区を市町村地域防災計画に明示し、また、住民や自主防災組織の協力を得て、地域の地形に応じた避難場所や避難経路を指定するなど避難方法を具体的に示すものとする。また、避難場所や避難経路について統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置したり、電柱等に標高を表示して、日頃から周知する。場合によっては、耐震性を有する高層建物や民間建物などいわゆる津波避難ビル等の整備・指定を進める。</p> <p>(3) 高齢者や障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図るものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、災害時要援護者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討にあたっては、県警察と十分調整を図るものとする。</p> <p><b>3 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者における措置</b> 興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。</p>	<p>対策の整備</p> <p>対策の整備</p> <p>対策の整備</p> <p>対策の整備</p> <p>対策の整備</p>
72	<p>第3節 津波防災知識の普及</p> <p>1 県（防災局、関係部局）及び関係市町村における措置 一般及び船舶に対しては、津波警報・避難指示等の意味を周知す</p>	<p>第3節 津波防災知識の普及</p> <p>1 県（防災局、関係部局）及び関係市町村における措置 一般及び船舶に対しては、津波警報・避難指示等の意味を周知す</p>	

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案	改正理由
72	<p>るとともに、次の内容の心得を普及啓発する。</p> <p>(1) 一般向け</p> <p>ア <u>強い地震（震度 4 程度以上）を感じたとき又は弱い地震であつても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台、津波避難ビル等の安全な場所に避難する。</u></p> <p>イ <u>地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台、津波避難ビル等の安全な場所に避難する。</u></p> <p>ウ <u>正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。</u></p> <p>エ <u>津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。</u></p> <p>オ <u>津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。</u></p>	<p>るとともに、次の内容の心得を普及啓発する。</p> <p>(1) 一般向け</p> <p>ア <u>避難行動に関する知識</u></p> <p>(ア) <u>我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度 4 程度）を感じたとき又は弱い地震であつても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。</u></p> <p>(イ) <u>地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること。</u></p> <p>(ウ) <u>自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。</u></p> <p>(エ) <u>正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手すること。</u></p> <p>イ <u>津波の特性に関する情報</u></p> <p>(ア) <u>津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。</u></p> <p>(イ) <u>第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。</u></p> <p>(ウ) <u>強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せ、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性があること。</u></p> <p>ウ <u>津波に関する想定・予測の不確実性</u></p> <p>(ア) <u>地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。</u></p> <p>(イ) <u>特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。</u></p> <p>(ウ) <u>避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。</u></p>	<p>対策の整備</p>
72	<p><b>第 4 節 津波防災事業の推進</b></p> <p>1 <b>関係市町村における措置</b></p> <p><u>海岸保全事業を始めとする各種津波予防施設等の整備は、第 2 章「建築物等の安全化」として定められるところであるが、このほか津波防災</u></p>	<p><b>第 4 節 津波防災事業の推進</b></p> <p>1 <b>県（防災局、建設部、関係部局）及び関係市町村における措置</b></p> <p>(1) <u>津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可</u></p>	<p>対策の整備</p>

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改正案	改正理由																
74	<p><u>に当たって関係市町村は、避難対象人口の規模に応じた避難場所や避難路の整備を図るほか、沿岸地域の防災拠点や情報基盤の整備、改修、重要施設の高地移転などによる津波に強いまちづくりの推進にも努めるものとする。</u></p> <p><b>第 10 章 広域応援体制の整備</b></p> <p>■ <b>基本方針</b></p> <p>○ 県、市町村等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。</p> <p>■ <b>主な機関の措置</b></p> <table border="1" data-bbox="197 1225 1041 1385"> <tr> <td>第 2 節</td> <td>県</td> <td>1(1)・1(2) (略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">広域応援体制の整備</td> <td>市町村</td> <td>2 相互応援協定の締結</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td>3 要請手続等の整備</td> </tr> </table> <p>第 2 節 広域応援体制の整備</p>	第 2 節	県	1(1)・1(2) (略)	広域応援体制の整備	市町村	2 相互応援協定の締結	防災関係機関	3 要請手続等の整備	<p><u>能となるようなまちづくりを目指すものとする。</u></p> <p>(2) <u>浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。</u></p> <p>(3) <u>行政関連施設、災害時要援護者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。</u></p> <p><b>第 10 章 広域応援体制の整備</b></p> <p>■ <b>基本方針</b></p> <p>○ 県、市町村等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。</p> <p><u>なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。</u></p> <p>■ <b>主な機関の措置</b></p> <table border="1" data-bbox="1072 1225 1917 1385"> <tr> <td>第 2 節</td> <td>県、市町村</td> <td>1(1)・1(2) (略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">広域応援体制の整備</td> <td></td> <td>1(3) 相互応援協定の締結</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td>2 要請手続等の整備</td> </tr> </table> <p>第 2 節 広域応援体制の整備</p>	第 2 節	県、市町村	1(1)・1(2) (略)	広域応援体制の整備		1(3) 相互応援協定の締結	防災関係機関	2 要請手続等の整備	<p>対策の整備</p>
第 2 節	県	1(1)・1(2) (略)																	
広域応援体制の整備	市町村	2 相互応援協定の締結																	
	防災関係機関	3 要請手続等の整備																	
第 2 節	県、市町村	1(1)・1(2) (略)																	
広域応援体制の整備		1(3) 相互応援協定の締結																	
	防災関係機関	2 要請手続等の整備																	

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改正案	改正理由
74	<p>1 県（防災局）における措置            (1)・(2) (略)            (追加)</p>	<p>1 県（防災局）及び市町村における措置            (1)・(2) (略)            (3) 相互応援協定の締結  <u>市町村は、当該市町村の地域にかかる災害について適切な応援措置を実施するため、災害対策基本法第 67 条の規定により、他の市町村との間で災害に関し、物資等の提供、あっせん及び人員の派遣などについて応援協定を締結するよう努める。</u>            ◆ 附属資料第 15「市町村消防相互応援協定等締結状況」            (4) 防災活動拠点の確保  <u>県及び市町村は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関と調整の上、確保に努めるものとする。</u>            ◆ 附属資料第 6「防災活動拠点」            (削除)</p>	<p>対策の整理</p> <p>対策の整理</p>
74	<p>2 市町村における措置  <u>市町村は、当該市町村の地域にかかる災害について適切な応援措置を実施するため災害対策基本法第 67 条の規定により、他の市町村との間で災害に関し、物資等の提供、あっせん及び人員の派遣などについて応援協定を締結するよう努める。</u>            ◆ 附属資料第 15「市町村消防相互応援協定等締結状況」</p>		
75	<p>3 防災関係機関における措置            (略)            第 3 節 救援隊等による協力体制の整備            2 県警察における措置            (1)・(2) (略)            (追加)</p> <p>第 11 章 防災訓練及び防災意識の向上            第 1 節 防災訓練の実施            1 県（防災局、各部局）及び市町村等における措置</p>	<p>2 防災関係機関における措置            (略)            第 3 節 救援隊等による協力体制の整備            2 県警察における措置            (1)・(2) (略)  <u>(3) 県警察は、救助用資機材の整備を推進するものとする。</u></p> <p>第 11 章 防災訓練及び防災意識の向上            第 1 節 防災訓練の実施            1 県（防災局、各部局）及び市町村等における措置</p>	<p>対策の整備</p>
77	<p>(1) 総合防災訓練</p>	<p>(1) 総合防災訓練</p>	

地震災害対策計画編

頁	現行（平成23年11月修正）	改正案	改正理由
	<p>県は、国や市町村等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた住民等の協力のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。</p> <p>訓練の実施にあたっては、地震規模や被害の想定を明確にするとともに<u>訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れる</u>など、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。</p>	<p>県は、国や市町村等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた住民等の協力のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。</p> <p>訓練の実施にあたっては、<u>訓練の目的を具体的に設定した上で、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む</u>など、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。</p>	<p>対策の整備</p>
77	<p>(2) 津波防災訓練</p> <p>県及び津波の関係市町村は、<u>東海地震・東南海・南海地震等の大規模地震による津波被害の切迫している中、水門や陸閘等の閉鎖や迅速な情報伝達、避難対策等を図るため、津波防災訓練を実施する。訓練では、地域の特性に応じて、次のとおり実施する。</u></p>	<p>(2) 津波防災訓練</p> <p>県及び津波の関係市町村は、<u>東海地震・東南海地震・南海地震等の大規模地震による津波被害の切迫している中、水門や陸閘等の閉鎖や迅速な情報伝達、避難対策等を図るため、地域の特性に応じて、津波防災訓練を次のとおり実施する。</u></p> <p><u>なお、訓練の実施にあたっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。</u></p>	<p>表記の整理</p>
78	<p>(6) 訓練の検証</p> <p>県及び市町村は、<u>訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるものとする。</u></p>	<p>(6) 訓練の検証</p> <p>県及び市町村は、<u>訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。</u></p>	<p>対策の整備</p>
86	<p>第3編 災害応急対策</p> <p>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</p> <p>第1節 災害対策本部の設置・運営</p> <p>1 県（防災局）における措置</p> <p>(2) 本部の組織・運営</p> <p>（略）</p> <p>さらに、大規模災害時の現地即応体制の強化と市町村に対する県の支援体制の強化を図るため、<u>県民事務所</u>に方面本部を設置する。</p>	<p>第3編 災害応急対策</p> <p>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</p> <p>第1節 災害対策本部の設置・運営</p> <p>1 県（防災局）における措置</p> <p>(2) 本部の組織・運営</p> <p>（略）</p> <p>さらに、大規模災害時の現地即応体制の強化と市町村に対する県の支援体制の強化を図るため、<u>東三河総局・県民事務所等</u>に方面本部を</p>	<p>組織改正、対策の整備</p>

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案	改正理由				
87	<p>なお、必要に応じて、自衛隊、中部地方整備局、名古屋地方気象台、中日本高速道路株式会社、日本赤十字社、西日本電信電話株式会社、中部電力株式会社、東邦瓦斯株式会社その他関係機関から連絡要員の派遣を受け入れる。</p> <p>(6) 災害対策本部職員の動員 (非常配備体制)</p> <table border="1" data-bbox="197 485 1032 555"> <tr> <td data-bbox="197 485 392 555">第 1 非常配備</td> <td data-bbox="392 485 1032 555">・震度 4 の地震が発生したとき、又は小規模の災害が発生したとき</td> </tr> </table>	第 1 非常配備	・震度 4 の地震が発生したとき、又は小規模の災害が発生したとき	<p>設置する。</p> <p>なお、必要に応じて、自衛隊、<u>中部運輸局</u>、中部地方整備局、名古屋地方気象台、中日本高速道路株式会社、日本赤十字社、西日本電信電話株式会社、中部電力株式会社、東邦瓦斯株式会社、<u>名古屋高速道路公社</u>その他関係機関から連絡要員の派遣を受け入れる。</p> <p>(6) 災害対策本部職員の動員 (非常配備体制)</p> <table border="1" data-bbox="1075 485 1910 555"> <tr> <td data-bbox="1075 485 1270 555">第 1 非常配備</td> <td data-bbox="1270 485 1910 555">・震度 4 の地震が発生したとき、又は<u>ごく</u>小規模の災害が発生したとき</td> </tr> </table>	第 1 非常配備	・震度 4 の地震が発生したとき、又は <u>ごく</u> 小規模の災害が発生したとき	表記の整理
第 1 非常配備	・震度 4 の地震が発生したとき、又は小規模の災害が発生したとき						
第 1 非常配備	・震度 4 の地震が発生したとき、又は <u>ごく</u> 小規模の災害が発生したとき						
92	<p><b>第 2 章 通信の運用</b> <b>第 1 節 通信手段の確保</b> <b>1 県（防災局、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置</b></p> <p>(6) 孤立防止用無線電話等の使用</p> <p>災害時においては、交通手段、通信手段の途絶により、特に郡部において孤立地区の発生が予想されるため西日本電信電話株式会社では、超小型衛星通信装置（ku-1ch）を一部の市町村役場や学校等に常置し、孤立防止を図っているため、<u>各県民事務所</u>（方面本部）、地方機関にあっては、防災行政無線電話、一般加入電話等の途絶に際しては、この無線電話を使用し、災害情報の報告等通信の確保に努めるものとする。</p>	<p><b>第 2 章 通信の運用</b> <b>第 1 節 通信手段の確保</b> <b>1 県（防災局、関係部局）、市町村及び防災関係機関における措置</b></p> <p>(6) 孤立防止用無線電話等の使用</p> <p>災害時においては、交通手段、通信手段の途絶により、特に郡部において孤立地区の発生が予想されるため西日本電信電話株式会社では、超小型衛星通信装置（ku-1ch）を一部の市町村役場や学校等に常置し、孤立防止を図っているため、<u>東三河総局・県民事務所等</u>（方面本部）、地方機関にあっては、防災行政無線電話、一般加入電話等の途絶に際しては、この無線電話を使用し、災害情報の報告等通信の確保に努めるものとする。</p>	組織改正				
95	<p><b>第 4 節 郵便業務の応急措置</b> <b>1 郵便事業株式会社の措置</b></p> <p>(2) 支店の窓口業務の維持</p> <p>ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。</p> <p><b>第 3 章 情報の収集・伝達・広報</b> ■ 主な機関の措置</p>	<p><b>第 4 節 郵便業務の応急措置</b> <b>1 郵便事業株式会社の措置</b></p> <p>(2) 支店の窓口業務の維持</p> <p>ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び<u>郵便局</u>において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。</p> <p><b>第 3 章 情報の収集・伝達・広報</b> ■ 主な機関の措置</p>	対策の整理				

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）			改 正 案			改正理由
97	第 2 節 被害状況等の 収集・伝達	市町村	2(1) (略)  2(2)・2(3) (略)	第 2 節 被害状況等の 収集・伝達	市町村	2(1) (略) 2(2) 行方不明者の情報収集 2(3)・2(4) (略)	
100	第 2 節 被害状況等の収集・伝達 2 市町村の措置 (1) (略) (追加)			第 2 節 被害状況等の収集・伝達 2 市町村の措置 (1) (略) (2) 搜索・救助体制の検討等に活用するため、市町村は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、 <u>県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。</u>			対策の整備
	(2)・(3) (略) 3 県（防災局、関係部局）の措置 (1) 県は、必要に応じ市町村に職員を派遣し、市町村被災状況等の情報収集に努め、派遣された職員は、逐次、県へ連絡するものとする。  (4) 市町村からの報告、自らの調査及び防災関係機関等の情報により、災害対策基本法第 53 条による報告、災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日消防防第 246 号）及び即報要領による報告を一体として内閣総理大臣（消防庁経由）に行うとともに、応急対策終了後 20 日以内に災害対策基本法及び消防組織法に基づく確定報告を行う。			(3)・(4) (略) 3 県（防災局、関係部局）の措置 (1) 県は、 <u>区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じ市町村に職員を派遣し、市町村被災状況等の情報収集に努め、派遣された職員は、逐次、県へ連絡するものとする。</u> (4) 市町村からの報告、自らの調査及び防災関係機関等の情報により、災害対策基本法第 53 条による報告、災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日消防防第 246 号）及び即報要領による報告を一体として内閣総理大臣（消防庁経由）に行うとともに、 <u>必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。また、応急対策終了後 20 日以内に災害対策基本法及び消防組織法に基づく確定報告を行う。</u>			対策の整理  対策の整備
101	5 被害状況等の一般的収集、伝達系統 (図中) 方面本部（ <u>県民事務所等</u> ） 県民事務所・山村振興事務所 保健所 県農林水産事務所			5 被害状況等の一般的収集、伝達系統 (図中) 方面本部（ <u>東三河総局・県民事務所等</u> ） 東三河総局・県民事務所等 保健所 県農林水産事務所			組織改正

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案	改正理由
102	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">                     県建設事務所 等県地方機関                 </div> <p>7 海上排出油等に関する情報の収集・伝達系統 (図中) 方面本部（<u>県民事務所等</u>）</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">                     県建設事務所 等県地方機関                 </div> <p>7 海上排出油等に関する情報の収集・伝達系統 (図中) 方面本部（<u>東三河総局・県民事務所等</u>）</p>	組織改正
110	<p>第 4 章 応援協力・派遣要請 第 3 節 自衛隊の災害派遣 4 災害派遣要請等手続系統 (図中) 方面本部・支部 (<u>県民事務所等</u>) (注) 市町村（名古屋市を除く）は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部・支部（<u>県民事務所等</u>）へも連絡すること。</p>	<p>第 4 章 応援協力・派遣要請 第 3 節 自衛隊の災害派遣 4 災害派遣要請等手続系統 (図中) 方面本部・支部 (<u>東三河総局・県民事務所等</u>) (注) 市町村（名古屋市を除く）は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部・支部（<u>東三河総局・県民事務所等</u>）へも連絡すること。</p>	組織改正
112	<p>第 4 節 ボランティアの受入 4 協力が予想されるボランティア団体等 (1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体 日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、日本ボーイスカウト愛知連盟、<u>社団法人ガールスカウト日本連盟愛知県支部</u>、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、特定非営利活動法人レスキューストックヤード(協定締結時：震災から学ぶボランティアネットの会)、財団法人名古屋キリスト教青年会、財団法人名古屋キリスト教女子青年会、<u>社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部</u>、トヨタグループ災害Vネット、特定非営利活動法人NPO愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会</p>	<p>第 4 節 ボランティアの受入 4 協力が予想されるボランティア団体等 (1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体 日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、日本ボーイスカウト愛知連盟、<u>一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟</u>、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、特定非営利活動法人レスキューストックヤード(協定締結時：震災から学ぶボランティアネットの会)、財団法人名古屋キリスト教青年会、財団法人名古屋キリスト教女子青年会、<u>一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部</u>、トヨタグループ災害Vネット、特定非営利活動法人NPO愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会</p>	一般社団法人化

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案	改正理由																																																		
115	<p><b>第 5 章 救出・救助対策</b></p> <p>■ <b>主な機関の応急活動</b></p> <table border="1" data-bbox="197 288 1039 408"> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>■ <b>主な機関の措置</b></p> <table border="1" data-bbox="197 448 1039 647"> <tr> <td rowspan="4">第 1 節 救出・救助 活動</td> <td>県公安委員会</td> <td>4</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害発生事業所等</td> <td>5</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>6</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第 1 節 救出・救助活動</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(追加)</p> <p>5～7 (略)</p>	県	(略)			(追加)				関係機関	(略)			第 1 節 救出・救助 活動	県公安委員会	4	(略)	(追加)			災害発生事業所等	5	(略)	関係機関	6	(略)	<p><b>第 5 章 救出・救助対策</b></p> <p>■ <b>主な機関の応急活動</b></p> <table border="1" data-bbox="1070 288 1912 408"> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局、 高速道路会社</td> <td>○救出・救助活動拠点の確保</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>■ <b>主な機関の措置</b></p> <table border="1" data-bbox="1070 448 1912 647"> <tr> <td rowspan="4">第 1 節 救出・救助 活動</td> <td>県公安委員会</td> <td>4</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局、 高速道路会社</td> <td>5</td> <td>救出・救助活動拠点の確保</td> </tr> <tr> <td>災害発生事業所等</td> <td>6</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>7</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第 1 節 救出・救助活動</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>5 中部地方整備局及び高速道路会社における措置</u></p> <p>高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救出・救助活動への支援を行うものとする。</p> <p><u>6～8</u> (略)</p>	県	(略)			中部地方整備局、 高速道路会社	○救出・救助活動拠点の確保			関係機関	(略)			第 1 節 救出・救助 活動	県公安委員会	4	(略)	中部地方整備局、 高速道路会社	5	救出・救助活動拠点の確保	災害発生事業所等	6	(略)	関係機関	7	(略)	
県	(略)																																																				
(追加)																																																					
関係機関	(略)																																																				
第 1 節 救出・救助 活動	県公安委員会	4	(略)																																																		
	(追加)																																																				
	災害発生事業所等	5	(略)																																																		
	関係機関	6	(略)																																																		
県	(略)																																																				
中部地方整備局、 高速道路会社	○救出・救助活動拠点の確保																																																				
関係機関	(略)																																																				
第 1 節 救出・救助 活動	県公安委員会	4	(略)																																																		
	中部地方整備局、 高速道路会社	5	救出・救助活動拠点の確保																																																		
	災害発生事業所等	6	(略)																																																		
	関係機関	7	(略)																																																		
116			対策の整備																																																		
126	<p><b>第 7 章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b></p> <p>■ <b>基本方針</b></p> <p>(追加)</p>	<p><b>第 7 章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b></p> <p>■ <b>基本方針</b></p> <p>○ <u>津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、衛生害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に支障がないよう、十分に留意するものとする。</u></p>	対策の整備																																																		
130	<p>第 2 節 防疫・保健衛生</p> <p>1 県（健康福祉部）における措置</p> <p>(5) 臨時予防接種</p> <p>県は、<u>厚生労働大臣が疾病のまん延予防上必要があると認めるときは、臨時に予防接種を行う。</u></p>	<p>第 2 節 防疫・保健衛生</p> <p>1 県（健康福祉部）における措置</p> <p>(5) 臨時予防接種</p> <p>県は、<u>まん延予防上緊急の必要があると認めるとき、又は国から予防接種を行うよう指示を受けた場合は、臨時に予防接種を行い、又は市町村に行うよう指示する。</u></p>	対策の整理																																																		

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改正案	改正理由																		
132	<p><b>9 応援協力関係</b></p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(5) (略)</p>	<p><b>9 応援協力関係</b></p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 県は、保健師等の派遣について、必要に応じて、国や近隣県市を始めとする他の都道府県等に応援を要請するものとする。</p> <p>(6) (略)</p>	対策の整備																		
133	<p><b>第 8 章 地域安全・交通・緊急輸送対策</b></p> <p><b>■ 主な機関の応急活動</b></p> <table border="1" data-bbox="197 560 1034 927"> <tr> <td data-bbox="197 560 309 783">県</td> <td data-bbox="309 560 1034 783"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道路被害情報の収集</li> <li>○情報の提供</li> <li>○応急対策の実施</li> <li>○県車両等の配備態勢整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関に対する協力要請</li> <li>○緊急輸送車両等の確保</li> </ul> </li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 783 309 927">市町村</td> <td data-bbox="309 783 1034 927"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人員・物資等の輸送手段確保</li> <li>○他市町村・県への調達あつせん要請</li> </ul> </td> </tr> </table>	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路被害情報の収集</li> <li>○情報の提供</li> <li>○応急対策の実施</li> <li>○県車両等の配備態勢整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関に対する協力要請</li> <li>○緊急輸送車両等の確保</li> </ul> </li> </ul>	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人員・物資等の輸送手段確保</li> <li>○他市町村・県への調達あつせん要請</li> </ul>	<p><b>第 8 章 地域安全・交通・緊急輸送対策</b></p> <p><b>■ 主な機関の応急活動</b></p> <table border="1" data-bbox="1075 560 1912 927"> <tr> <td data-bbox="1075 560 1187 783">県</td> <td data-bbox="1187 560 1912 783"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道路被害情報の収集</li> <li>○緊急輸送道路の機能確保</li> <li>○二次災害防止のための交通規制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報の提供</li> <li>○応急対策の実施</li> </ul> </li> <li>○県車両等の配備態勢整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関に対する協力要請</li> </ul> </li> <li>○緊急輸送車両等の確保</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 783 1187 927">市町村</td> <td data-bbox="1187 783 1912 927"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道路被害情報の収集</li> <li>○緊急輸送道路の機能確保</li> <li>○情報の提供</li> <li>○人員・物資等の輸送手段確保</li> <li>○他市町村・県への調達あつせん要請</li> </ul> </td> </tr> </table>	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路被害情報の収集</li> <li>○緊急輸送道路の機能確保</li> <li>○二次災害防止のための交通規制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報の提供</li> <li>○応急対策の実施</li> </ul> </li> <li>○県車両等の配備態勢整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関に対する協力要請</li> </ul> </li> <li>○緊急輸送車両等の確保</li> </ul>	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路被害情報の収集</li> <li>○緊急輸送道路の機能確保</li> <li>○情報の提供</li> <li>○人員・物資等の輸送手段確保</li> <li>○他市町村・県への調達あつせん要請</li> </ul>											
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路被害情報の収集</li> <li>○情報の提供</li> <li>○応急対策の実施</li> <li>○県車両等の配備態勢整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関に対する協力要請</li> <li>○緊急輸送車両等の確保</li> </ul> </li> </ul>																				
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人員・物資等の輸送手段確保</li> <li>○他市町村・県への調達あつせん要請</li> </ul>																				
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路被害情報の収集</li> <li>○緊急輸送道路の機能確保</li> <li>○二次災害防止のための交通規制                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報の提供</li> <li>○応急対策の実施</li> </ul> </li> <li>○県車両等の配備態勢整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関に対する協力要請</li> </ul> </li> <li>○緊急輸送車両等の確保</li> </ul>																				
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路被害情報の収集</li> <li>○緊急輸送道路の機能確保</li> <li>○情報の提供</li> <li>○人員・物資等の輸送手段確保</li> <li>○他市町村・県への調達あつせん要請</li> </ul>																				
134	<p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1" data-bbox="197 975 1034 1437"> <tr> <td data-bbox="197 975 398 1054">第 1 節 地域安全対策</td> <td data-bbox="398 975 636 1054">県警察</td> <td data-bbox="636 975 1034 1054">1(1) <u>地域安全活動の強化</u> 1(2)・1(3) (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1054 398 1246">第 2 節 交通対策</td> <td data-bbox="398 1054 636 1246">県警察</td> <td data-bbox="636 1054 1034 1246">1(1)・1(2) (略) 1(3) <u>緊急通行車両の確認等</u> 1(4) <u>自動車運転者に対する指導</u> 1(5) <u>相互協力</u> 1(6)・1(7) (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1246 398 1437">第 3 節 緊急輸送道路の確保</td> <td data-bbox="398 1246 636 1437">中部地方整備局 中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社</td> <td data-bbox="636 1246 1034 1437">(略) (略)</td> </tr> </table>	第 1 節 地域安全対策	県警察	1(1) <u>地域安全活動の強化</u> 1(2)・1(3) (略)	第 2 節 交通対策	県警察	1(1)・1(2) (略) 1(3) <u>緊急通行車両の確認等</u> 1(4) <u>自動車運転者に対する指導</u> 1(5) <u>相互協力</u> 1(6)・1(7) (略)	第 3 節 緊急輸送道路の確保	中部地方整備局 中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社	(略) (略)	<p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1" data-bbox="1075 975 1912 1437"> <tr> <td data-bbox="1075 975 1272 1054">第 1 節 地域安全対策</td> <td data-bbox="1272 975 1509 1054">県警察</td> <td data-bbox="1509 975 1912 1054">1(1) <u>社会秩序の維持対策</u> 1(2)・1(3) (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 1054 1272 1246">第 2 節 交通対策</td> <td data-bbox="1272 1054 1509 1246">県警察</td> <td data-bbox="1509 1054 1912 1246">1(1)・1(2) (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1075 1246 1272 1437">第 3 節 緊急輸送道路の確保</td> <td data-bbox="1272 1246 1509 1437">中部地方整備局 中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社</td> <td data-bbox="1509 1246 1912 1437">(略) (略)</td> </tr> </table>	第 1 節 地域安全対策	県警察	1(1) <u>社会秩序の維持対策</u> 1(2)・1(3) (略)	第 2 節 交通対策	県警察	1(1)・1(2) (略)	第 3 節 緊急輸送道路の確保	中部地方整備局 中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社	(略) (略)	
第 1 節 地域安全対策	県警察	1(1) <u>地域安全活動の強化</u> 1(2)・1(3) (略)																			
第 2 節 交通対策	県警察	1(1)・1(2) (略) 1(3) <u>緊急通行車両の確認等</u> 1(4) <u>自動車運転者に対する指導</u> 1(5) <u>相互協力</u> 1(6)・1(7) (略)																			
第 3 節 緊急輸送道路の確保	中部地方整備局 中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社	(略) (略)																			
第 1 節 地域安全対策	県警察	1(1) <u>社会秩序の維持対策</u> 1(2)・1(3) (略)																			
第 2 節 交通対策	県警察	1(1)・1(2) (略)																			
第 3 節 緊急輸送道路の確保	中部地方整備局 中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社	(略) (略)																			

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案	改正理由									
135	<table border="1" data-bbox="197 213 1046 252"> <tr> <td data-bbox="197 213 398 252"></td> <td data-bbox="398 213 633 252">県</td> <td data-bbox="633 213 1046 252">(略)</td> </tr> </table> <p>第 1 節 地域安全対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(1) <u>地域安全活動の強化</u></p> <p>ウ <u>被災地の混乱に乗じた集団による不法行為、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。</u></p> <p>(追加)</p>		県	(略)	<table border="1" data-bbox="1072 213 1921 371"> <tr> <td data-bbox="1072 213 1274 252"></td> <td data-bbox="1274 213 1509 252">県</td> <td data-bbox="1509 213 1921 252">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 252 1274 371"></td> <td data-bbox="1274 252 1509 371">市町村</td> <td data-bbox="1509 252 1921 371">                     6(1) 道路被害情報の収集                      6(2) 緊急輸送道路の機能確保                      6(3) 情報の提供                 </td> </tr> </table> <p>第 1 節 地域安全対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(1) <u>社会秩序の維持対策</u></p> <p>ウ <u>災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。</u></p> <p>エ <u>災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。</u></p>		県	(略)		市町村	6(1) 道路被害情報の収集 6(2) 緊急輸送道路の機能確保 6(3) 情報の提供	<p>対策の整理</p> <p>対策の整備</p>
	県	(略)										
	県	(略)										
	市町村	6(1) 道路被害情報の収集 6(2) 緊急輸送道路の機能確保 6(3) 情報の提供										
136	<p>第 2 節 交通対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(1) 交通規制の内容</p> <p>ア 緊急交通路の確保</p> <p>(イ) 路上放置車両等に対する措置</p> <p>b 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、<u>社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。</u></p> <p>(3) <u>緊急通行車両の確認等</u></p> <p>ア <u>県公安委員会が災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第 33 条の規定により緊急通行車両の確認を行う。</u></p> <p>イ <u>緊急通行車両の届出</u></p> <p><u>緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</u></p> <p>ウ <u>緊急通行車両の標章及び証明書の交付</u></p>	<p>第 2 節 交通対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(1) 交通規制の内容</p> <p>ア 緊急交通路の確保</p> <p>(イ) 路上放置車両等に対する措置</p> <p>b 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、<u>一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>一般社団法人化</p> <p>対策の整理</p>									

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案	改正理由
137	<p>緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、 「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。</p> <p>◆ 附属資料第 6 「緊急通行車両等届出書、確認証明書、標章」</p> <p>(4) 自動車運転者に対する指導</p> <p>大震災が発生した場合は、次の「運転者がとるべき措置」について 指導を徹底する。</p> <p>ア 大震災が発生したとき</p> <p>(7) 車両を運転中に大震災が発生したとき</p> <p>a 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。</p> <p>b 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。</p> <p>c 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。</p> <p>d やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。</p> <p>e 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</p> <p>(4) 避難のために車両を使用しないこと。</p> <p>イ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたとき</p> <p>災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。</p> <p>(7) 速やかに車両を次の場所に移動させること。</p> <p>a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間以外の場所</p> <p>b 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所</p> <p>(4) 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法</p>		

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案	改正理由
137	<p><u>により駐車すること。</u>  <u>(ウ) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。</u></p> <p>(5) 相互協力  <u>ア 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。</u>  <u>イ 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。</u></p> <p>(6) 信号機の滅灯対策            信号機が停電等により滅灯した場合は、<u>信号機電源付加、可搬式信号機等</u>を活用するなどの滅灯対策を実施し、災害時における交通の安全を確保する。</p> <p>(7) (略)</p> <p><b>2 自衛官及び消防吏員における措置</b>            派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第 76 条の 3 の規定により措置することができる。</p> <p>(追加)</p>	<p>(3) 信号機の滅灯対策            信号機が停電等により滅灯した場合は、<u>信号機電源付加装置、可搬式信号機等</u>を活用するなどの滅灯対策を実施し、災害時における交通の安全を確保する。</p> <p>(4) (略)</p> <p><b>2 自衛官及び消防吏員における措置</b>            派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第 76 条の 3 の規定により<u>災害時における交通規制等の措置を行うことができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。</u></p> <p><b>3 自動車運転者の措置</b>  <u>(1) 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。</u>  <u>ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。</u>  <u>イ 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。</u>  <u>ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。</u>  <u>エ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>対策の整理</p>

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案	改正理由
137		<p><u>駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。</u></p> <p>オ <u>駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</u></p> <p>(2) <u>災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。</u></p> <p>ア <u>速やかに車両を次の場所に移動させること。</u></p> <p><u>(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間以外の場所</u></p> <p><u>(イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所</u></p> <p>イ <u>速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</u></p> <p>ウ <u>警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。</u></p> <p><b>4 緊急通行車両の確認等</b></p> <p>(1) <u>緊急通行車両の確認</u></p> <p><u>県公安委員会が災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第 33 条の規定により緊急通行車両の確認を行う。</u></p> <p>(2) <u>緊急通行車両の届出</u></p> <p><u>緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</u></p> <p>(3) <u>緊急通行車両の標章及び証明書の交付</u></p> <p><u>緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。</u></p> <p>◆ <u>附属資料第 6「緊急通行車両等届出書、確認証明書、標章」</u></p> <p><b>5 相互協力</b></p>	

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案	改正理由
139	<p><b>第 3 節 緊急輸送道路の確保</b></p> <p><b>4 愛知県道路公社における措置</b></p> <p>(4) 応急復旧対策の実施</p> <p>緊急道路としての通行が不能となっている箇所については、緊急輸送道路の機能確保を優先に、緊急時協定業者により速やかに通行可能となるよう応急復旧作業を実施する。</p>	<p>(1) <u>車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うようにする。</u></p> <p>(2) <u>交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。</u></p> <p><b>第 3 節 緊急輸送道路の確保</b></p> <p><b>4 愛知県道路公社における措置</b></p> <p>(4) 応急復旧対策の実施</p> <p>緊急道路としての通行が不能となっている箇所については、緊急輸送道路の機能確保を優先に、緊急時協定業者により速やかに通行可能となるよう<u>障害物除去による道路啓開、</u>応急復旧作業を実施する。</p>	<p>対策の整備</p>
140	<p><b>5 (略)</b></p> <p>(追加)</p>	<p><b>5 (略)</b></p> <p><b>6 市町村における措置</b></p> <p>(1) <u>道路被害情報の収集</u></p> <p><u>巡視等の実施により、被害情報を速やかに把握する。</u></p> <p>(2) <u>緊急輸送道路の機能確保</u></p> <p><u>管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</u></p> <p>(3) <u>情報の提供</u></p> <p><u>緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。</u></p>	<p>対策の整理</p>
142	<p><b>第 9 章 浸水・津波対策</b></p> <p>■ <b>基本方針</b></p> <p>(追加)</p>	<p><b>第 9 章 浸水・津波対策</b></p> <p>■ <b>基本方針</b></p> <p>○ <u>水門・陸閘の閉鎖や災害時要援護者の避難支援などの応急対策を実施するにあたっては、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮するものとする。</u></p>	<p>対策の整備</p>
	<p><b>第 10 章 避難者・帰宅困難者対策</b></p>	<p><b>第 10 章 避難者・帰宅困難者対策</b></p>	

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案	改正理由
146	<p>第 1 節 避難の勧告・指示</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(2) 報告（災害対策基本法第 60 条第 3 項） （図中） 方面本部（<u>県民事務所等</u>）</p>	<p>第 1 節 避難の勧告・指示</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(2) 報告（災害対策基本法第 60 条第 3 項） （図中） 方面本部（<u>東三河総局・県民事務所等</u>）</p>	組織改正
147	<p>2 水防管理者における措置</p> <p>(1) 立退きの指示 洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。</p>	<p>2 水防管理者における措置</p> <p>(1) 立退きの指示 洪水、<u>津波</u>又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。</p>	水防法の改正
148	<p>4 県警察（警察官）における措置</p> <p>(3) 報告・通知等</p> <p>イ (2) の場合（通知及び報告・災害対策基本法第 61 条第 2 項及び第 3 項） （図中） 方面本部 （<u>県民事務所等</u>）</p>	<p>4 県警察（警察官）における措置</p> <p>(3) 報告・通知等</p> <p>イ (2) の場合（通知及び報告・災害対策基本法第 61 条第 2 項及び第 3 項） （図中） 方面本部 （<u>東三河総局・県民事務所等</u>）</p>	組織改正
149	<p>5 第四管区海上保安本部（海上保安官）における措置</p> <p>(2) 報告・通知等（通知及び報告・災害対策基本法第 61 条第 2 項及び第 3 項） （図中） 方面本部 （<u>県民事務所等</u>）</p>	<p>5 第四管区海上保安本部（海上保安官）における措置</p> <p>(2) 報告・通知等（通知及び報告・災害対策基本法第 61 条第 2 項及び第 3 項） （図中） 方面本部 （<u>東三河総局・県民事務所等</u>）</p>	組織改正
149	<p>9 避難の誘導等</p> <p>(1) ～ (3) （略） （追加）</p>	<p>9 避難の誘導等</p> <p>(1) ～ (3) （略）</p> <p><u>(4) 県警察は、被災時における混乱を防止し、避難を容易にするため、広域避難場所及びその周辺道路における交通規制を可能な限り実施しておくものとする。</u></p>	対策の整理
149	<p>第 2 節 避難所の開設</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(2) 多様な避難所の確保 災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、<u>旅館</u>やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保</p>	<p>第 2 節 避難所の開設</p> <p>1 市町村における措置</p> <p>(2) 多様な避難所の確保 災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、<u>民間賃貸住宅、旅館・ホテル</u>等を避難所として借り上げるなど、多様</p>	対策の整備

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改正案	改正理由
150	<p>に努めるものとする。</p> <p><b>4 避難所の運営</b></p> <p>(4) 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、<u>男女のニーズの違いや避難者のプライバシーの確保に配慮すること。</u></p> <p>(追加)</p> <p><u>(5) ～ (12) (略)</u></p>	<p>な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p><b>4 避難所の運営</b></p> <p>(4) 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。</p> <p><u>(5) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</u></p> <p><u>(6) ～ (13) (略)</u></p>	<p>対策の整備</p>
152	<p><b>第 11 章 水・食品・生活必需品等の供給</b></p> <p>■ <b>基本方針</b></p> <p>(追加)</p>	<p><b>第 11 章 水・食品・生活必需品等の供給</b></p> <p>■ <b>基本方針</b></p> <p>○ <u>被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。</u></p> <p>○ <u>被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。</u></p>	<p>対策の整備</p>
157	<p><b>第 12 章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策</b></p> <p>■ <b>基本方針</b></p> <p>○ <u>市町村及び県は、被災状況を的確に把握して適切な措置を講ずるとともに、環境調査・モニタリング等を迅速に実施する。</u></p>	<p><b>第 12 章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策</b></p> <p>■ <b>基本方針</b></p> <p>○ <u>県は、被災後、市町村等関係機関と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める。</u></p> <p>○ <u>当該事故が発生している場合には、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため市町村等関係機関への情報提供、事業者への指導等を行う。</u></p> <p>○ <u>被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、</u></p>	<p>対策の整理</p>

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改正案	改正理由																																									
157	<p>○ 市町村及び県は、<u>被害状況を的確に把握し、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。</u></p> <p>■ <b>主な機関の応急活動</b></p> <table border="1" data-bbox="197 446 1034 590"> <tr> <td rowspan="4">県</td> <td>○事業者に対する指導（環境汚染防止・廃棄物処理）</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>○環境汚染モニタリングの実施</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>○人員・資機材等の応援依頼</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>○連絡調整及び支援・協力</td> <td>→</td> </tr> </table> <p>■ <b>主な機関の措置</b></p> <table border="1" data-bbox="197 630 1034 821"> <tr> <td>第 1 節</td> <td>県</td> <td>(1) <u>事業者に対する指導</u></td> </tr> <tr> <td>環境汚染防止計画</td> <td></td> <td>(2) <u>環境汚染モニタリングの実施</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(3) (略)</td> </tr> </table> <p>第 1 節 環境汚染防止計画 県（環境部）における措置</p> <p>(1) <u>事業者に対する指導</u> 被災状況を勘案し、大気汚染防止法第 17 条第 3 項、水質汚濁防止法第 14 条の 2、ダイオキシン類対策特別措置法第 23 条第 3 項、県民の生活環境の保全等に関する条例第 70 条第 2 項等の規定に基づき、<u>事業者に事故時の措置を命ずるなど、汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。</u></p> <p>(2) <u>環境汚染モニタリングの実施</u> 大気・水質監視テレメータシステム及び大気汚染測定車等によるデータ収集並びに県内市町村等の分析機関と連携して環境汚染モニタリングを行い、<u>環境汚染状況やその発生源を的確に把握する。</u></p>	県	○事業者に対する指導（環境汚染防止・廃棄物処理）	→	○環境汚染モニタリングの実施	→	○人員・資機材等の応援依頼	→	○連絡調整及び支援・協力	→	第 1 節	県	(1) <u>事業者に対する指導</u>	環境汚染防止計画		(2) <u>環境汚染モニタリングの実施</u>			(3) (略)	<p><u>関係機関へ情報を提供する。</u></p> <p>○ 市町村及び県は、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。</p> <p>(放射性物質及び原子力災害については、「風水害・原子力等災害対策計画編第 3 編第 19 章 放射性物質及び原子力災害応急対策」で対応する。)</p> <p>■ <b>主な機関の応急活動</b></p> <table border="1" data-bbox="1070 446 1908 590"> <tr> <td rowspan="5">県</td> <td>○環境汚染事故の把握</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>○関係機関への情報の提供及び事業者への指導</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>○環境調査</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>○人員・資機材等の応援依頼</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>○連絡調整及び支援・協力</td> <td>→</td> </tr> </table> <p>■ <b>主な機関の措置</b></p> <table border="1" data-bbox="1070 630 1908 821"> <tr> <td>第 1 節</td> <td>県</td> <td>(1) <u>環境汚染事故の把握</u></td> </tr> <tr> <td>環境汚染防止計画</td> <td></td> <td>(2) <u>関係機関への情報の提供及び事業者への指導</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(3) <u>環境調査</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(4) (略)</td> </tr> </table> <p>第 1 節 環境汚染防止計画 県（環境部）における措置</p> <p>(1) <u>環境汚染事故の把握</u> 災害対策本部、市町村等関係機関からの情報を通じ、人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれがあり、速やかな対応が必要となる環境汚染事故の発生状況の把握に努める。</p> <p>(2) <u>関係機関への情報の提供及び事業者への指導</u> 環境汚染事故発生時には、県(環境部)が保有する各事業所の有害物質等の情報について市町村等関係機関へ情報提供するとともに、大気汚染防止法第 17 条第 3 項、水質汚濁防止法第 14 条の 2、ダイオキシン類対策特別措置法第 23 条第 3 項、県民の生活環境の保全等に関する条例第 70 条第 2 項等の規定に基づき、事業者に対し汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。</p> <p>(3) <u>環境調査</u> 被災の状況など必要に応じ、有害物質による環境汚染の状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡</p>	県	○環境汚染事故の把握	→	○関係機関への情報の提供及び事業者への指導	→	○環境調査	→	○人員・資機材等の応援依頼	→	○連絡調整及び支援・協力	→	第 1 節	県	(1) <u>環境汚染事故の把握</u>	環境汚染防止計画		(2) <u>関係機関への情報の提供及び事業者への指導</u>			(3) <u>環境調査</u>			(4) (略)	<p>対策の整理</p>
県	○事業者に対する指導（環境汚染防止・廃棄物処理）		→																																									
	○環境汚染モニタリングの実施		→																																									
	○人員・資機材等の応援依頼		→																																									
	○連絡調整及び支援・協力	→																																										
第 1 節	県	(1) <u>事業者に対する指導</u>																																										
環境汚染防止計画		(2) <u>環境汚染モニタリングの実施</u>																																										
		(3) (略)																																										
県	○環境汚染事故の把握	→																																										
	○関係機関への情報の提供及び事業者への指導	→																																										
	○環境調査	→																																										
	○人員・資機材等の応援依頼	→																																										
	○連絡調整及び支援・協力	→																																										
第 1 節	県	(1) <u>環境汚染事故の把握</u>																																										
環境汚染防止計画		(2) <u>関係機関への情報の提供及び事業者への指導</u>																																										
		(3) <u>環境調査</u>																																										
		(4) (略)																																										

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案	改正理由
158	<p>(3) (略)</p> <p>第 2 節 廃棄物処理計画</p> <p>1 県（環境部）における措置</p> <p>(1) 連絡調整及び支援・協力の実施</p> <p>県は、災害時における災害廃棄物等の収集・運搬、処分について、愛知県衛生事業協同組合及び社団法人愛知県産業廃棄物協会と平成 17 年 4 月 1 日付けで、愛知県解体工事業連合会と平成 21 年 3 月 25 日付けで、「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」を締結している。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 事業者に対する指導</p> <p>産業廃棄物の処理については、事業者に対し適切な措置を講ずるよう指導する。</p>	<p><u>大防止に努める。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>第 2 節 廃棄物処理計画</p> <p>1 県（環境部）における措置</p> <p>(1) 連絡調整及び支援・協力の実施</p> <p>県は、災害時における災害廃棄物等の収集・運搬、処分について、愛知県衛生事業協同組合及び一般社団法人愛知県産業廃棄物協会と平成 17 年 4 月 1 日付けで、愛知県解体工事業連合会と平成 21 年 3 月 25 日付けで、「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」を締結している。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 事業者に対する指導</p> <p>産業廃棄物の処理については、事業者に対し適切な措置を講ずるよう指導する。</p> <p><u>また、アスベスト含有廃棄物の処理については、飛散防止措置を講ずるよう指導する。</u></p>	<p>一般社団法人化</p> <p>対策の整備</p>
159	<p>(4) 周辺市町村及び県への応援要請</p> <p>(図中)</p> <div data-bbox="257 914 472 991" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> <p>県民事務所 山村振興事務所</p> </div>	<p>(4) 周辺市町村及び県への応援要請</p> <p>(図中)</p> <div data-bbox="1131 914 1346 991" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> <p>東三河総局・ 県民事務所等</p> </div>	<p>組織改正</p>
173	<p>第 15 章 ライフライン施設の応急対策</p> <p>第 2 節 ガス施設対策</p> <p>1 東邦瓦斯株式会社、中部瓦斯株式会社、犬山瓦斯株式会社及び津島瓦斯株式会社における措置</p> <p>(4) 応援の要請</p> <p>被害の程度に応じて、<u>社団法人日本ガス協会</u>に要請して他ガス事業者の応援を受ける。</p>	<p>第 15 章 ライフライン施設の応急対策</p> <p>第 2 節 ガス施設対策</p> <p>1 東邦瓦斯株式会社、中部瓦斯株式会社、犬山瓦斯株式会社及び津島瓦斯株式会社における措置</p> <p>(4) 応援の要請</p> <p>被害の程度に応じて、<u>一般社団法人日本ガス協会</u>に要請して他ガス事業者の応援を受ける。</p>	<p>一般社団法人化</p>
	<p>第 16 章 住宅対策</p>	<p>第 16 章 住宅対策</p>	

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案	改正理由												
177	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="203 252 1037 331"> <tr> <td data-bbox="203 252 465 288">第 4 節 応急仮設住宅の建設</td> <td data-bbox="465 252 593 288">県</td> <td data-bbox="593 252 1037 288">(1)～(3) (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="203 288 1037 331">(4) 被災者の収容及び管理</td> </tr> </table>	第 4 節 応急仮設住宅の建設	県	(1)～(3) (略)	(4) 被災者の収容及び管理			<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1081 252 1915 331"> <tr> <td data-bbox="1081 252 1341 288">第 4 節 応急仮設住宅の建設</td> <td data-bbox="1341 252 1469 288">県</td> <td data-bbox="1469 252 1915 288">(1)～(3) (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1081 288 1915 331">(4) 被災者の収容及び管理運営</td> </tr> </table>	第 4 節 応急仮設住宅の建設	県	(1)～(3) (略)	(4) 被災者の収容及び管理運営			
第 4 節 応急仮設住宅の建設	県	(1)～(3) (略)													
(4) 被災者の収容及び管理															
第 4 節 応急仮設住宅の建設	県	(1)～(3) (略)													
(4) 被災者の収容及び管理運営															
179	<p>第 4 節 応急仮設住宅の建設</p> <p>1 県（建設部）における措置</p> <p>(1) 応援協力の要請</p> <p>県は、応急仮設住宅の建設、業者の選定等に当たっては、<u>社団法人プレハブ建築協会</u>に対して協力要請をする。</p> <p>(4) 被災者の収容及び管理</p> <p>被災者の応急仮設住宅への収容とその管理は、次のとおりとする。</p>	<p>第 4 節 応急仮設住宅の建設</p> <p>1 県（建設部）における措置</p> <p>(1) 応援協力の要請</p> <p>県は、応急仮設住宅の建設、業者の選定等に当たっては、<u>協定締結団体に協力を要請する。</u></p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">&lt;協定締結団体&gt; 社団法人プレハブ建築協会、社団法人日本ツーバイフォー建築協会東海支部、一般社団法人全国木造建設事業協会</p> <p>(4) 被災者の収容及び管理運営</p> <p>被災者の応急仮設住宅への収容とその管理運営は、次のとおりとする。</p>	<p>協定団体の追加</p> <p>表記の整理</p>												
180	<p>ウ 管理</p> <p>応急仮設住宅の管理については、県が行う救助の補助として当該市町村に委託し、当該市町村がこれを行う。</p> <p>(追加)</p> <p>第 5 節 住宅の応急修理</p> <p>1 県（建設部）における措置</p> <p>(2) 応援協力の要請</p> <p>県は被災住宅の応急修理に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">&lt;協定締結団体&gt;</p>	<p>ウ 管理運営</p> <p>(ア) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として当該市町村に委託し、当該市町村がこれを行う。</p> <p>(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、<u>応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。</u></p> <p>第 5 節 住宅の応急修理</p> <p>1 県（建設部）における措置</p> <p>(2) 応援協力の要請</p> <p>県は被災住宅の応急修理に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">&lt;協定締結団体&gt;</p>	<p>対策の整備</p> <p>一般社団法人化</p>												

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案	改正理由																				
187	<p>社団法人愛知県建設業協会、愛知県建設組合連合、全愛知建設労働組合、愛知県建築組合連合会、愛知建設労働組合、愛知県建築技術研究会、尾張設備安全防災協議会、三河管工事業者協議会、一般社団法人名古屋設備業協会、<u>社団法人愛知電業協会</u>、愛知県電気工事業工業組合、一般社団法人愛知県空調衛生工事業協会</p> <p>第 4 編 災害復旧 第 1 章 民生安定のための緊急措置</p> <p>■ 基本方針 (追加)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="197 837 1034 997"> <tr> <td data-bbox="197 837 392 917">第 3 節 住宅対策</td> <td data-bbox="392 837 571 917">県</td> <td data-bbox="571 837 1034 917">1(1)・1(2) (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="392 917 571 997">市町村</td> <td data-bbox="571 917 1034 997">2 災害公営住宅の建設</td> </tr> </table>	第 3 節 住宅対策	県	1(1)・1(2) (略)		市町村	2 災害公営住宅の建設	<p>一般社団法人愛知県建設業協会、愛知県建設組合連合、全愛知建設労働組合、愛知県建築組合連合会、愛知建設労働組合、愛知県建築技術研究会、尾張設備安全防災協議会、三河管工事業者協議会、一般社団法人名古屋設備業協会、<u>一般社団法人愛知電業協会</u>、愛知県電気工事業工業組合、一般社団法人愛知県空調衛生工事業協会</p> <p>第 4 編 災害復旧 第 1 章 民生安定のための緊急措置</p> <p>■ 基本方針 ○ <u>暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。</u></p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1070 837 1908 1428"> <tr> <td data-bbox="1070 837 1288 917" rowspan="2">第 3 節 住宅等対策</td> <td data-bbox="1288 837 1444 917">県</td> <td data-bbox="1444 837 1908 917">1(1)・1(2) (略) 1(3) 復旧相談に係る協力要請</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1288 917 1444 997">市町村</td> <td data-bbox="1444 917 1908 997">2(1) 災害公営住宅の建設 2(2) 被災住宅等の復旧相談</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 997 1288 1428" rowspan="4">第 5 節 暴力団等への対策</td> <td data-bbox="1288 997 1444 1316">県警察</td> <td data-bbox="1444 997 1908 1316">1(1) 暴力団等の動向把握の徹底 1(2) 暴力団関係企業等の復旧・復興事業参入・介入実態の把握 1(3) 暴力団排除活動の徹底 1(4) 外国人被災者への広報活動</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1288 1189 1444 1316">県、市町村</td> <td data-bbox="1444 1189 1908 1316">2(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 2(2) 公の施設からの暴力団排除</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1288 1316 1444 1364">愛知労働局</td> <td data-bbox="1444 1316 1908 1364">3 暴力団等による不正受給の防止</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1288 1364 1444 1428">東海財務局、日本銀</td> <td data-bbox="1444 1364 1908 1428">4 暴力団等による事業再建名下の融資資金詐欺等の防止</td> </tr> </table>	第 3 節 住宅等対策	県	1(1)・1(2) (略) 1(3) 復旧相談に係る協力要請	市町村	2(1) 災害公営住宅の建設 2(2) 被災住宅等の復旧相談	第 5 節 暴力団等への対策	県警察	1(1) 暴力団等の動向把握の徹底 1(2) 暴力団関係企業等の復旧・復興事業参入・介入実態の把握 1(3) 暴力団排除活動の徹底 1(4) 外国人被災者への広報活動	県、市町村	2(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 2(2) 公の施設からの暴力団排除	愛知労働局	3 暴力団等による不正受給の防止	東海財務局、日本銀	4 暴力団等による事業再建名下の融資資金詐欺等の防止	<p>対策の整備</p>
第 3 節 住宅対策	県	1(1)・1(2) (略)																					
	市町村	2 災害公営住宅の建設																					
第 3 節 住宅等対策	県	1(1)・1(2) (略) 1(3) 復旧相談に係る協力要請																					
	市町村	2(1) 災害公営住宅の建設 2(2) 被災住宅等の復旧相談																					
第 5 節 暴力団等への対策	県警察	1(1) 暴力団等の動向把握の徹底 1(2) 暴力団関係企業等の復旧・復興事業参入・介入実態の把握 1(3) 暴力団排除活動の徹底 1(4) 外国人被災者への広報活動																					
	県、市町村	2(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 2(2) 公の施設からの暴力団排除																					
	愛知労働局	3 暴力団等による不正受給の防止																					
	東海財務局、日本銀	4 暴力団等による事業再建名下の融資資金詐欺等の防止																					

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案	改正理由			
191	<p>第 2 節 金融対策</p> <p>1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 相談窓口の設置 国債を滅紛失した顧客に対する相談を受け付ける。</p> <p>(5) (略)</p> <p>第 3 節 住宅対策</p> <p>1 県（建設部）における措置</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市町村は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。 (追加)</p>	<table border="1" data-bbox="1070 212 1921 292"> <tr> <td data-bbox="1070 212 1283 292"></td> <td data-bbox="1283 212 1447 292">行名古屋支店</td> <td data-bbox="1447 212 1921 292"></td> </tr> </table> <p>第 2 節 金融対策</p> <p>1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 相談窓口の設置 国債を滅紛失した顧客に対する相談を受け付ける。<u>また、広く被災者等からの金融相談を受け付ける。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>第 3 節 住宅等対策</p> <p>1 県（建設部）における措置</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 復旧相談に係る協力要請</u> <u>被災した住宅・建築物の所有者に対する補修・復旧方法等についての技術的な助言に関して、復旧相談業務に関する協定に基づき関係団体に協力を要請する。</u></p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 災害公営住宅の建設 自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市町村は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。</p> <p>(2) 被災住宅等の復旧相談 <u>被災した住宅・建築物の所有者に対して、補修・復旧方法等についての技術的な助言をし、効率的かつ効果的な再建を支援する。</u></p> <p>◆ 附属資料第 15 「災害時における被災住宅・建築復旧相談業務に関する協定書（県対県建築士事務所協会）」</p>		行名古屋支店		<p>対策の整備</p> <p>対策の整備</p> <p>対策の整備</p>
	行名古屋支店					
192	<p>(追加)</p>	<p>第 5 節 暴力団等への対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(1) 暴力団等の動向把握の徹底</p> <p>ア 暴力団等の動向把握 <u>被災地の復旧・復興事業に係る利権をめぐり、暴力団等犯罪組織の間で縄張り争いが生じ、対立抗争事件に発展することが懸念されるため、暴力団等の動向把握に努める。</u></p>	<p>対策の整備</p>			

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案	改正理由
		<p><u>イ 国際犯罪組織の動向把握</u> 被災地の混乱に乗じた不良来日外国人による組織的な窃盗や外国人被災者の生活苦に乗じたヤミ金融事犯等の発生が懸念されるため、<u>国際犯罪組織の動向把握に努める。</u></p> <p><u>(2) 暴力団関係企業等の復旧・復興事業参入・介入実態の把握</u> 暴力団は、関係企業や共生者を利用して復旧・復興事業に参入・介入することが予測されることから、<u>実態解明を徹底するとともに、参入・介入に関する動向を把握した場合は、関係行政機関、被災地方公共団体、各種団体等に対して注意喚起を行う。</u></p> <p><u>(3) 暴力団排除活動の徹底</u></p> <p><u>ア 暴排条項の導入</u> 暴力団等による被災地の復旧・復興事業への参入・介入を防止するため、<u>復旧・復興事業に係る契約書類等に暴力団排除の条項を盛り込むよう官民に働きかけ、暴力団、暴力団関係企業及び共生者の排除を徹底する。</u></p> <p><u>イ 各種法令の活用</u> 復旧・復興事業への参入・介入の他に、被災地の混乱に乗じた暴力団による資金獲得活動に対しては、<u>刑法、暴力団対策法、愛知県暴力団排除条例等を効果的に活用、運用して、検挙の徹底を図るとともに、官民が連携して暴力団排除活動の徹底に努める。</u></p> <p><u>ウ 積極的な広報活動</u> 被災地において復旧・復興事業等に関わる暴力団等が敢行した犯罪については<u>積極的に広報するとともに、事件検挙等の機会を捉えて、震災に便乗する暴力団や暴力団関係企業等の悪質性及び実態を知らしめる効果的な広報を実施する。</u></p> <p><u>エ 相談活動</u> 警察本部、警察署において、<u>暴力団等の復旧・復興事業への参入・介入の情報受理や不当要求に関する相談等の受理と的確な対応を行う。</u></p> <p><u>(4) 外国人被災者への広報活動</u> 外国人被災者の不安を解消し、<u>情報不足による混乱を防止するとともに、暴力団等からの不当な要求を防止するために、それぞれの使用</u></p>	

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改正案	改正理由
196	<p>第 3 章 震災復興都市計画の決定手続き</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>大地震により大規模に被災した地区で、緊急かつ円滑に都市を復興するための震災復興都市計画は、県及び市町村との緊密な連携のもとに、「緊急復興都市計画整備地区」の指定を行い、その指定の後、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づき、手続きを実施する。</u></p> <p>○ <u>中核市（豊橋市、岡崎市、豊田市）及び特例市（一宮市、春日井市）は関係法手続きをすべて原則として市で行うことから、「緊急復興都市計画整備地区」の指定についても市が行う。</u></p>	<p><u>言語で必要な情報を得られるよう、関係機関と連携し積極的な広報を行う。</u></p> <p><b>2 県及び市町村における措置</b></p> <p>(1) <u>復旧・復興事業からの暴力団排除</u></p> <p><u>復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。</u></p> <p>(2) <u>公の施設からの暴力団排除</u></p> <p><u>被災者支援施策として県及び関係市町村が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。</u></p> <p><b>3 愛知労働局における措置</b></p> <p><u>被災労働者に対する労災補償や雇用保険求職者給付における基本手当の支給等について、暴力団等による不正受給を防止するために県警察と連携して身分確認等を徹底する。</u></p> <p><b>4 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置</b></p> <p><u>震災時の混乱に乗じた暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等を防止するため、金融機関等に対して注意喚起の措置を行うとともに、県警察への積極的な情報提供を要請する。</u></p> <p>第 3 章 震災復興都市計画の決定手続き</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>県及び市町村は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。（手続きの詳細は、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照する。）</u></p> <p>(削除)</p>	<p>対策の整備</p>



地震災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案	改正理由
196	<p><b>第 1 節 緊急復興都市計画整備地区の指定</b></p> <p><b>1 市町村における措置</b></p> <p>(1) <u>県と連携し、市街地の被災状況を把握する。</u></p> <p>(2) <u>被災状況を踏まえ、被災後 10 日を目途に緊急復興都市計画整備地区の案を、原則として市町村が作成し、県都市計画課（または建設事務所都市計画担当課）に提出する。</u></p> <p>(追加)</p> <p><b>2 県（建設部）における措置</b></p> <p>(1) <u>市町村と連携し、市街地の被災状況を把握する。</u></p> <p>(2) <u>県は、都市計画関係各課で構成する「県復興都市計画連絡会」を組織し、関係市町村から提案された案について調整を行い、関係法令等に適合するものについては、緊急復興都市計画整備地区として指定し、市町村に通知する。</u></p> <p>(追加)</p>	<p><b>第 1 節 第一次建築制限</b></p> <p><b>1 市町村における措置</b></p> <p>(1) 市街地の被災状況を把握する。</p> <p>(2) <u>被災状況を踏まえ、建築基準法第 84 条の区域の案を作成し、発災後 10 日以内に、県（建築指導課）に申出を行う。</u></p> <p><u>県以外の特定行政庁は、第一次建築制限の実施にあたり、県と連絡・調整等を図った上で、区域の指定を行う。（特定行政庁：名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市及び春日井市）</u></p> <p>(3) <u>市町村は、発災後 14 日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大まかな方向性を示した基本方針を策定する。</u></p> <p><b>2 県（建設部）における措置</b></p> <p>(1) 市街地の被災状況を把握する。</p> <p>(2) <u>県は、都市計画関係各課で構成する「県復興都市計画連絡会」を設置し、関係市町村から申出のあった案について調整を行い、関係法令等に適合するものについては、発災後 14 日を目処に建築基準法第 84 条に基づく建築制限区域として指定し、市町村に通知する。</u></p> <p>(3) <u>県は、発災後 14 日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大まかな方向性を示した基本方針を策定する。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>対策の整備</p>
197	<p><b>3 中核市及び特例市における措置</b></p> <p><u>中核市（豊橋市、岡崎市、豊田市）及び特例市（一宮市、春日井市）は、県と連絡・調整等を図った上で、指定の段階において、その旨県に報告することとする。</u></p> <p><b>4 指定基準</b></p> <p>(追加)</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p><b>3 指定基準</b></p> <p><u>市街地に災害のあった場合において、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要と認めるときは、特定行政庁は、建築基準法第 84 条の区域（災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。更に一月を超えない範囲内において、期間を延長することができる。）を定める。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p>	

地震災害対策計画編

頁	現行（平成23年11月修正）	改正案	改正理由
197	<p><b>第2節 建築基準法第84条（被災市街地における建築制限）の指定</b>  <u>市街地に災害のあった場合において、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要と認めるときは、特定行政庁（建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の区域については都道府県知事をいう。）は、原則として「緊急復興都市計画整備地区」を建築基準法第84条の区域（災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。更に一月を超えない範囲内において期間を延長することができる。）に定める。</u></p> <p><b>第3節 被災市街地復興推進地域の都市計画決定</b>            （追加）</p> <p>建築基準法第84条の区域指定の後、市町村が都市計画に、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を定めるものとする。</p> <p>復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の日まで）、建築行為等の制限が行われる。</p> <p><b>第4節 復興都市計画事業の都市計画決定</b>            （追加）</p>	<p>（削除）</p> <p><b>第2節 第二次建築制限</b></p> <p><b>1 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表</b>  <u>県及び市町村は、基本方針を踏まえた上で発災後2ヶ月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画（骨子案）を策定する。県都市復興基本計画（骨子案）は、市町村都市復興基本計画（骨子案）に先立ち、策定と公表をする。</u></p> <p><u>基本計画（骨子案）は、発災後2ヶ月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。</u></p> <p><b>2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定</b>            建築基準法第84条の区域指定の後、市町村が都市計画に、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を定めるものとする。</p> <p>復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の日まで）、建築行為等の制限が行われる。</p> <p><b>第3節 復興都市計画事業の都市計画決定</b></p> <p><b>1 都市復興基本計画の策定と公表</b>  <u>県及び市町村は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画（都市復興マスタープラン）を策定・公表する。</u></p> <p><u>市町村は都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。</u></p>	



地震災害対策計画編

頁	現行（平成23年11月修正）	改正案	改正理由																													
223	<p>る措置</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保</p> <p>県は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えて事前に応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理及び住宅相談のため、<u>社団法人プレハブ建築協会</u>、<u>社団法人愛知県建設業協会</u>及び独立行政法人住宅金融支援機構東海支店に対し、建設、修理、相談等の協力要請を行う。</p> <p>第4章 発災に備えた直前対策</p> <p>第4節 道路交通対策</p> <p>1 県公安委員会における措置</p> <p>(2) 交通規制の内容</p> <p>イ 広域交通規制</p> <p>広域交通規制道路</p> <table border="1" data-bbox="203 842 1014 1289"> <tr> <td>国 道</td> <td>1号、19号、23号、41号、42号</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">高速道路</td> <td>中央自動車道西宮線（名神高速道路を除く）</td> </tr> <tr> <td>中央自動車道西宮線（名神高速道路）</td> </tr> <tr> <td>第一東海自動車道（東名高速道路）</td> </tr> <tr> <td>東海北陸自動車道</td> </tr> <tr> <td>名古屋高速道路</td> </tr> <tr> <td>東海環状自動車道</td> </tr> <tr> <td>第二東海自動車道横浜名古屋線（伊勢湾岸自動車道）</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾岸道路</td> </tr> <tr> <td>近畿自動車道（伊勢湾岸自動車道）</td> </tr> <tr> <td>近畿自動車道（東名阪自動車道）</td> </tr> </table>	国 道	1号、19号、23号、41号、42号	高速道路	中央自動車道西宮線（名神高速道路を除く）	中央自動車道西宮線（名神高速道路）	第一東海自動車道（東名高速道路）	東海北陸自動車道	名古屋高速道路	東海環状自動車道	第二東海自動車道横浜名古屋線（伊勢湾岸自動車道）	伊勢湾岸道路	近畿自動車道（伊勢湾岸自動車道）	近畿自動車道（東名阪自動車道）	<p>る措置</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保</p> <p>県は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えて事前に応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理及び住宅相談のため、<u>社団法人プレハブ建築協会</u>、<u>社団法人日本ツーバイフォー建築協会東海支部</u>、<u>一般社団法人全国木造建設事業協会</u>、<u>一般社団法人愛知県建設業協会</u>及び独立行政法人住宅金融支援機構東海支店に対し、建設、修理、相談等の協力要請を行う。</p> <p>第4章 発災に備えた直前対策</p> <p>第4節 道路交通対策</p> <p>1 県公安委員会における措置</p> <p>(2) 交通規制の内容</p> <p>イ 広域交通規制</p> <p>広域交通規制道路</p> <table border="1" data-bbox="1079 842 1890 1410"> <tr> <td>国 道</td> <td>1号、19号、<u>22号</u>、23号、41号、42号</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">高速道路</td> <td>中央自動車道西宮線（名神高速道路を除く）</td> </tr> <tr> <td>中央自動車道西宮線（名神高速道路）</td> </tr> <tr> <td>第一東海自動車道（東名高速道路）</td> </tr> <tr> <td>東海北陸自動車道</td> </tr> <tr> <td>名古屋高速道路</td> </tr> <tr> <td>東海環状自動車道</td> </tr> <tr> <td>第二東海自動車道横浜名古屋線（伊勢湾岸自動車道）</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾岸道路</td> </tr> <tr> <td>近畿自動車道（伊勢湾岸自動車道）</td> </tr> <tr> <td>近畿自動車道（東名阪自動車道）</td> </tr> <tr> <td>名古屋第二環状自動車道</td> </tr> <tr> <td><u>知多半島道路</u></td> </tr> <tr> <td>南知多道路</td> </tr> </table>	国 道	1号、19号、 <u>22号</u> 、23号、41号、42号	高速道路	中央自動車道西宮線（名神高速道路を除く）	中央自動車道西宮線（名神高速道路）	第一東海自動車道（東名高速道路）	東海北陸自動車道	名古屋高速道路	東海環状自動車道	第二東海自動車道横浜名古屋線（伊勢湾岸自動車道）	伊勢湾岸道路	近畿自動車道（伊勢湾岸自動車道）	近畿自動車道（東名阪自動車道）	名古屋第二環状自動車道	<u>知多半島道路</u>	南知多道路	<p>協定団体の追加、一般社団法人化</p> <p>対象道路の追加</p>
国 道	1号、19号、23号、41号、42号																															
高速道路	中央自動車道西宮線（名神高速道路を除く）																															
	中央自動車道西宮線（名神高速道路）																															
	第一東海自動車道（東名高速道路）																															
	東海北陸自動車道																															
	名古屋高速道路																															
	東海環状自動車道																															
	第二東海自動車道横浜名古屋線（伊勢湾岸自動車道）																															
	伊勢湾岸道路																															
	近畿自動車道（伊勢湾岸自動車道）																															
	近畿自動車道（東名阪自動車道）																															
国 道	1号、19号、 <u>22号</u> 、23号、41号、42号																															
高速道路	中央自動車道西宮線（名神高速道路を除く）																															
	中央自動車道西宮線（名神高速道路）																															
	第一東海自動車道（東名高速道路）																															
	東海北陸自動車道																															
	名古屋高速道路																															
	東海環状自動車道																															
	第二東海自動車道横浜名古屋線（伊勢湾岸自動車道）																															
	伊勢湾岸道路																															
	近畿自動車道（伊勢湾岸自動車道）																															
	近畿自動車道（東名阪自動車道）																															
	名古屋第二環状自動車道																															
	<u>知多半島道路</u>																															
	南知多道路																															

地震災害対策計画編

頁	現行（平成 23 年 11 月修正）	改 正 案	改正理由		
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1070 215 1211 252"></td> <td data-bbox="1211 215 1888 252">中部国際空港連絡道路</td> </tr> </table>		中部国際空港連絡道路	
	中部国際空港連絡道路				